

条例改正について

- 1 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定
- 2 福島市保育所条例の一部を改正する条例制定
- 3 福島市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定
- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
- 5 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定中、こども未来部所管分

福島市立学校条例の一部を改正する条例制定

幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

「市立幼児教育・保育施設のあり方指針」及び「市立幼児教育・保育施設再編成 個別施設方針」を踏まえ、教育上適正な集団規模の確保が困難となった岡山幼稚園、佐倉幼稚園、庭塚幼稚園 及び「もりあい認定こども園」として建替えする森合幼稚園の廃止に伴い、条例を一部改正する。

2 条例改正の内容

福島市市立学校条例の一部を次のように改正する。

別表 1 福島市立森合幼稚園の項、福島市立岡山幼稚園の項、福島市立佐倉幼稚園の項 及び 福島市立庭塚幼稚園の項を削る。

3 条例の施行日

令和8年4月1日

福島市保育所条例の一部を改正する条例制定

幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

「もりあい認定こども園」の開園に併せ、西部区域(中央西地区、清水支所、吉井田支所、吾妻支所管内)の保育定員の適正化を図るため、野田保育所の定員変更に伴い、条例を一部改正する。

2 条例改正の内容

福島市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表 福島市野田保育所の項中「90名」を「60名」に改める。

3 条例の施行日

令和8年4月1日

福島市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定

幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

「もりあい認定こども園」の設置に伴い、条例を一部改正する。

2 条例改正の内容

福島市市立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

福島市立もりあい認定こども園	福島市野田町字八天29番地の1	110名
----------------	-----------------	------

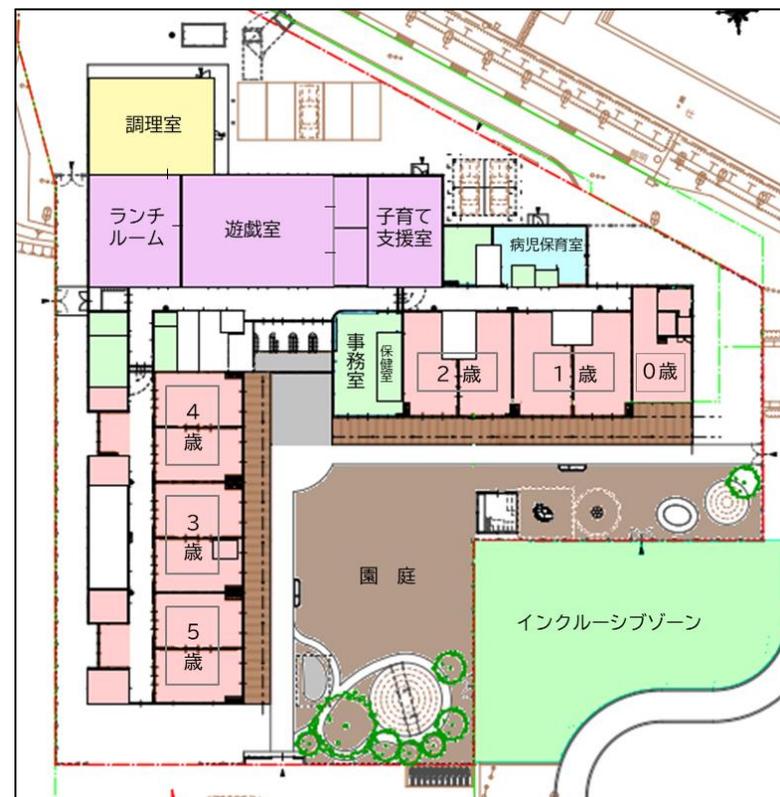
〈施設の概要〉

住 所 : 福島市野田町字八天29番地の1
敷地面積 : 4990.16㎡
延床面積 : 1513.92㎡
構 造 : 木造 平屋建て
定 員 : 110名



3 条例の施行日

令和8年4月1日



児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

こども政策課・こども家庭課・幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等が創設されたため、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

以下の条例中で引用する関係法令の条項番号の修正等

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【対象施設】

<改正前>

児童養護施設、
障害児入所施設、
児童相談所等



<改正後> もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業が追加(下線部)

児童養護施設、障害児入所施設、児童相談所等、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、幼稚園、家庭的保育事業、母子生活支援施設、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度を行う事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、児童館等

【児童福祉法における虐待に関する規定】

<改正前>

	職員の通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	有	有	有	有	有
保育所等職員による虐待	無	有	無	無	有

<改正後>

児童養護施設等職員による虐待と同様の規定

市内の保育施設等の数(R7年10月時点) 229施設

- 認可保育所 44施設(市立11、私立33)
- 認定こども園 16施設(市立3、私立13)
- 家庭的保育事業所等 21施設(全て私立)
- 認可外保育施設 25施設(全て私立)
- 幼稚園 19施設(市立7、国立大学法人1、私立11)
- 母子生活支援施設 1施設(私立1)
- 放課後児童クラブ 98施設(全て私立)
- 児童館 5施設(市立3、私立2)

3 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行する。

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定中、
こども未来部所管分

幼保支援課

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例(一部改正)の趣旨

保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するため家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、
所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

家庭的保育事業者等及び児童福祉施設の長は、利用開始時又は入所時の健康診断と少なくとも年2回の定期又は臨時の健康診断を行わなければならない。現行条例の規定には他の健康診断で代替可能とする場合について定めがあるが、今回の改正により、次の各表の左欄の健康診査の内容が、右欄の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときにおいても同様に、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするもの。

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

市が行う乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------	-----------------------------

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

市が行う乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------	--------------------------------------

3 条例の施行日 この条例は、公布の日から施行する。